

第十七條 會員ニシテ左記ノ事項ノ爲休假ヲ許サレ休業シ給料ヲ受クル能ハザル時ハ其期間内日給本額二分ノ一ノ公用手當ヲ贈與ス

(一) 敵兵検査ニ應ジタル當日

(二) 陸海軍以後備兵役勤務演習ニ應召シタル時

(三) 訪問點呼ニ參會シタル當日

(四) 兵役ニ關シ官公著ノ召喚ニ應ジタル當日

(五) 傳染病患者ニ起因シテ精離サレタル時

第十八條 會社ノ規則又ハ他ノ規定ニヨリ會社ヨリ諸手當、扶助料又ハ給料等ヲ受ケタル會員ニハ本規則ニ正條アル事項ト雖モ同一ノ事實ニ就テハ本會ヨリ贈與ヲナサザルモノトス
會員ガ第七條ノ規定ニ違背シ又ハ其他不都合ノ行爲ヲ爲シタル時ハ何種ノ贈與又ハ救濟ヲモ爲サズ

第十九條 會員又ハ其家族ノ生命若クハ會員ノ生活必需^{維持}產ニ著シキ